

＊北海道公報		発行 北 海 道 編集 総務部人事局 法制文書課 電話 011-204-5035 FAX 011-232-1385
目次		ページ
訓令		
○北海道官報報告規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課）		65
告示		
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）		65
○知事権限に係る保安林の指定の予定（2件）……………（治山課）		65
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）		66
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正……………（調達課）		66
訓令		
北海道訓令第1号		
本 庁 出 先 機 関		
北海道官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年2月21日		
北海道知事 高 橋 はるみ		
北海道官報報告規程の一部を改正する訓令 北海道官報報告規程（昭和53年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 第2条の表3の項から6の項までを削る。 第4条中「別記第7号様式」を「別記第3号様式」に改める。 別記第3号様式から別記第6号様式までを削り、別記第7号様式を別記第3号様式とする。		
附 則		
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。		
告示		
北海道告示第100号		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。		

その関係書類は、平成24年2月22日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成24年2月21日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 高 橋 はるみ
野 花 南	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
新 赤 川 西	同	同
渭 の 津	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	同
新 赤 川 北	同	同
大 谷 地	農業用排水施設	北海道後志総合振興局
重 内	農業用排水施設、暗渠排水	北海道渡島総合振興局
白 川	農業用排水施設、区画整理	同
ハ ン ノ キ	農用地改良保全施設	北海道檜山振興局
美 幌 豊 栄	客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道オホーツク総合振興局
清 里	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理	同
音更西高台	農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
大 正 中 島	同	同
尾 幌 第 2	区画整理	北海道釧路総合振興局
標 茶 東	同	同
つるい中央	同	同
茶 内 第 3	農業用道路	同

北海道告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成24年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	保安林予定森林の所在場所	松前郡松前町字館浜705、711、712
2	指 定 の 目 的	土砂の流出の防備
3	指 定 施 業 要 件	
(1)	立 木 の 伐 採 の 方 法	
ア	主伐は、択伐による。	
イ	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ	間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2)	立 木 の 伐 採 の 限 度	次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成24年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字館浜705、711、712
 - 2 指 定 の 目 的 魚つき
 - 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 江別市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び江別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第104号

平成24年北海道告示第69号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成24年2月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1の(1)のケの事項中「4,200リットル」を「5,300リットル」に改める。
- 1の(1)のシを次のように改める。
 - シ 削除
- 1の(1)のノの事項中「軽油（J I S K2204）」及び「200リットル」を削る。
- 2の(7)のイの事項中「コ」を「コ、サ、ス」に改める。
- 5の(2)のイの事項中「コ」を「コ、サ及びス」に改める。
- 11のAのiの事項中「4,200 liters」を「5,300 liters」に改める。
- 11のAのlを次のように改める。
 - l deletion
- 11のAのyの事項中「Light oil（JIS K2204）」及び「200 liters」を削る。
- 11のBのbの事項中「From j to r」を「From j, k and From m to r」に改める。